

## 医療情報取得加算に関する掲示

- ・ 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- ・ 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時 1 点

○再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定） 1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

旭川医療センター院長